

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

### 2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行った。

#### (1) 本件評価書の事務の概要

事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
事務の内容	住民基本台帳法に基づき住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同して構築している全国共通の本人確認システムを用いて、本人確認情報の管理、更新及び提供を行うもの
特定個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	転出入等による住民情報の処理をスムーズに行うとともに、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、特定個人情報を取り扱うもの

#### (2) 適合性について

##### ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が100万人以上1,000万人未満であるため、30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

##### イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

##### ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

## **エ 実施時期について**

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基システム」という。）のプログラミングは既に開始されているものの、特定個人情報ファイルの保有前に評価を実施していることから、指針に定める経過措置の規定に適合している。

## **オ 県民等からの意見聴取について**

平成27年2月2日から同年3月3日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見は無かった。

## **カ 本件評価書の記載内容について**

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

### **(3) 妥当性について**

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

#### **ア 特定個人情報の入手について**

特定個人情報の入手は、法令上、本人確認情報更新要求の際に市町村コミュニケーションサーバから通知される本人確認情報に限定されており、住基システム上も不要な情報の入手を防止するための措置が講じられている。

#### **イ 特定個人情報の使用について**

権限のない者による住基システムの不正使用を防ぐため、生体認証による操作者認証を行うこととしている。また、操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある者を管理簿で管理するとともに、住基システムの操作履歴を記録することとしている。

#### **ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について**

委託事業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限がある者を管理簿で管理する。また、再委託を行う業務については、福岡県知事が再委託の必要性を厳しく審査するとともに、本人確認情報に直接関わることのない業務を再委託の対象とし、再委託事業者に対しては、委託事業者と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っていくこととしている。

#### **エ 特定個人情報の提供・移転について**

特定個人情報の提供・移転に当たっては、提供・移転に係る記録（提供・移転日時、操作履歴等の情報）を住基システム上で保管することとしている。また、操作者及びアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限することとしている。

#### **オ 特定個人情報の保管・消去について**

出力した記録媒体等を施錠管理して保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新等の措置を講じることとしている。また、都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラによる入退室者の特定及び管理を行うこととしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 3 付言

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の特定の個人を識別することができる個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。

以上、答申する。

平成27年4月14日

福岡県個人情報保護審議会第二部会

委員 岡本 博志（部会長）

石坂 裕毅

櫻井 幸一

溝田 明美

森 咲子